随意契約理由書

1　業　務　名	有ヒンジ PC 箱桁における長期挙動評価手法の高度化および適用性検討業務
2　業　者　名	一般財団法人　阪神高速先進技術研究所

3　随意契約理由

本業務は、有ヒンジ PC 箱桁に生じた中央ヒンジ部の長期的な沈下現象に対し、過年度業務で実施した垂れ下がり要因の影響度評価結果を踏まえ、他橋への展開が可能な評価手法を構築することを目的とする。このため、材料特性評価および長期挙動予測手法の高度化に向けて、損傷メカニズム解明に資する実験計画の策定、構造材料連動応答解析を活用したクリープ特性評価式の構築、ならびに過年度業務で実施した簡易法と、本業務で実施する詳細法（材料構造連成応答解析）の適用範囲および評価精度に関する検討を実施する。

検討にあたっては学識者および有識者による委員会を組織し、難易度の高い技術的課題に対して、委員会審議を踏まえながら検討を行うこととする。

したがって、本業務を行うにあたっては、

① 有ヒンジ PC 箱桁の中央ヒンジ部の沈下挙動に関する構造解析について技術的知見を有していること

② 当社の技術審議会※と一貫した検討が可能な有識者委員会を組織できることが求められる。（※: https://www.hanshin-exp.co.jp/company/kigyou/council/index.html）

一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該研究所」という。）は、下記の通り本業務にあたって必要とされる実績および体制を有している。

① 過年度に実施した業務において、有ヒンジ PC 箱桁の中央ヒンジ部の沈下挙動に関して、物性調査結果を踏まえた沈下に対する原因検討および解析的な評価手法の検討を実施しており技術的な知見を有している。

② 当社技術審議会の委員および顧問をメンバーに含めた技術委員会を既に有している。

本業務の実施にあたり、当該研究所が有する技術的知見と委員会を組織した検討実施体制が不可欠であることから、本業務は当該研究所を契約の相手方として選定し、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。

以　上

阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定による。